

第 2 号 議 案

令和7年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令 和 7 年 9 月 1 1 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	2 港 湾 整 備 費	港湾整備費	150,000 ^{千円}